

相続 手続

# らくらくサービス

コ ラ ム



母 75歳

長年連れ添った夫を  
見送ったばかり

姉(花子) 50歳

夫の転勤で  
遠くに暮らしている

僕(太郎) 45歳

管理職(部長)になって忙しい、  
妻も仕事をしている

## 1. そろそろ相続手続を進めなくては…

父の四十九日の法要に、夫の転勤で遠くに離れて暮らす姉が帰ってきた。  
僕も今年から管理職となって忙しく、今日は平日の休暇をなんとか取得できた。

久しぶりにゆっくり実家で母と姉に向き合うと、母もずいぶんと年をとったなあと感じる。  
父の看護で疲れた上に、先立たれたのが口で言うよりこたえているんだろうなあと思う。

母「みんな忙しいのに集まってくれてありがとう、四十九日が終わって少しほっとしたわ」

僕「母さんも疲れてるみたいだし、落ち着いたら友達と温泉にでも行って来たらどう？」

母「まだ相続の手続が終わってないでしょ。あれこれ書類があって、本を読んだりして  
みてるけど、もうそれだけで疲れてしまって」

姉「私もなかなか帰って来られなくてごめんね」

母「それはしかたないわよ。やっと銀行と役所に届けを出せたけど、そこからまだ何もでき  
ていないのよ。税金がかかるかどうかも心配で、申告の期限は10ヵ月でしょう。あっと  
いう間に 来てしまいそうだよ」

姉「ねえ太郎、あなたは会社で部長さんになったんでしょ、いろいろと知っているだろう  
から、お母さんに代わってやってあげてよ、私も全然わからないし」

僕「うん、母さんも疲れてるだろうし、そうしたいけど。でもウチも共働きだし平日に銀行  
や役所を回ったりするのは無理だよ。どうしようか」



## 2. 複雑な相続手続きがWEBで？

母「この前、銀行に死亡届を出しに行ったときにもらったチラシなんだけど、ここにWEBで相続手続きができるって書いてあるの。お母さんあんまりパソコンとかわからないけど、太郎ならわかる？」

僕「え？パソコンで申し込みができるの？ へえ、なるほど!! パソコンやスマートフォンそれに郵送で相続手続きをやってもらえるんだ。これは便利そうだな、ちょっと見てみるね」

姉「へえ、そんなのあるんだ。なるほど…遺言がない人、相続する不動産は自宅だけです、か…あ、これチェックしていけば申し込めるかどうかわかるのね!」

僕「そうみたいだね、ウチの場合は、父さんの遺言はなかったし、不動産は自宅だけだし、相続人は母さんと姉さんと僕だけだな。あ、当てはまるみたい。これなら簡単だな」

姉「銀行に行かなくていいわけ？」

僕「ええ〜っと、WEBで申し込んで、銀行での準備が整ったら、その後は画面で指示どおりにやりとりするんだね。書類は郵送か、これなら銀行に行かなくてよさそうだよ」



### 3. WEBで遺産整理って何をしてくれるの？

姉「それは便利ね、でも手数料がかかるのよね、何をやってもらえるの？」

僕「金融機関に残高証明を依頼して遺産調査をしてくれたり、財産目録の作成、遺産分割協議書もこちらが入力すれば書類の作成を手伝ってくれるみたいだ」

姉「ウチはお母さんとあなたと私しかいないから別に揉めないと思うけど、遺産分割協議書を作成する必要はあるの？」

僕「家の登記に遺産分割協議書が必要になるって聞いたよ。それと銀行にお願いすると、証券会社の株とかも遺産分割協議書どおりに解約して僕たち3人に分けて入金手続きまでしてくれるみたい」

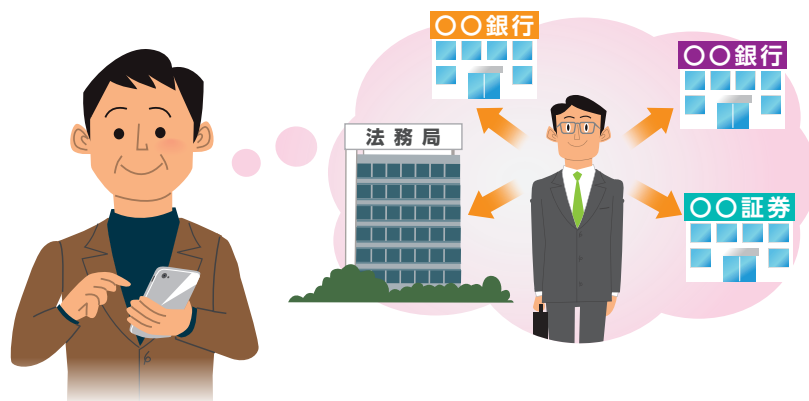
母「へえ、それは便利ね。分配までしてくれるの、それなら花子も実家までいちいち帰って来なくていいじゃない」

姉「これ、太郎が代表して手続きを進めてくれるの？ 私はどうすればいいの？」

僕「代表相続人として僕がやりとりをすれば、姉さんのところには書類が送られてくるから内容をよく確認して返送すればいいみたいだよ。あとは分け方とかを相談さえすればいいみたい」

母「うちは自宅とお父さんの金融資産のほかにはそんなに財産もないから、分け方といっても簡単だと思うわ。でも料金は高いの？」

僕「基本的なプランなら登記費用などの実費以外で基本料金が35万円（税抜）だね。たしかに手数料はかかるけど会社を何度も休んだりできないし、姉さんも度々帰るわけいかないだろうしね。それならお願いしてみるかな」



## 4. 「相続手続きらくらくサービス」を利用して

WEBで申し込みしてから、進捗状況がスマートフォンで確認できるし、わからない時は電話での対応もしてくれて、思ったより簡単に手続きができた。ダウンロードした財産目録を、姉に転送して一緒に見ながら分け方を相談した。遺産分割もスムーズにできたので、話し合いを何度もすることがなく、ストレスもなかった。

姉「昨日、銀行の口座に私の受取額が入金になったわ、ありがとう。太郎が代表して手続きしてくれたおかげで助かったわ。あとは相続税の申告手続きをしないとイケないね」

僕「そうだね。知り合いの税理士にお願いしてるよ。相続手続きらくらくサービスはガイドに沿って入力するだけだったから、思ったより簡単だったよ」

姉「そうだ、税務申告が終わったら、入金になったお金で今度お母さんも一緒に温泉旅行にでも行かない？子どものころにみんなで行ったじゃない」

僕「そうだね！母さんと姉さんの家族と僕の家族で一緒に行こう。きっと父さんも喜んでくれるよ」

姉「ねえ、太郎、これからもお母さんを一緒に支えて、仲良くやっていこうね」

僕「僕のほうこそ、姉さんこれからもよろしくね」



## 〈ご留意いただきたい点〉

当行が「相続手続きらくらくサービス」をお引き受けする際には、以下の基準を満たしていることを条件とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

- 被相続人のご逝去後、4ヵ月を経過していないこと
- 遺言書を残していないこと
- 被相続人名義の貸金庫がないこと
- 相続財産に債務、保険、ゴルフ会員権、貸付金、非上場株式、金地金等が含まれていないこと
- 金融資産の手続については、換金手続のみであること（名義変更手続は行いません）
- 代表相続人は、SMS認証に対応している携帯電話およびEメールアドレスを保有していること
- 代表相続人は、当行に普通預金口座を保有していること  
（保有していない場合は、ご契約時までの口座開設が必要となります）
- 代表相続人は、戸籍謄本等必要書類の取得・収集について、当行が適当と認める司法書士事務所を利用すること※
- 相続人のみなさまの間で紛争が生じていないこと
- 相続人の中に、行方不明・生死不明の方がいらっしゃらないこと
- 相続手続きらくらくサービスを委任いただくことについて相続人のみなさま全員の合意があり、かつ相続人のみなさまの間で円滑に遺産分割協議が成立する見込であること
- 係争中の財産、分割の困難な財産、海外資産等手続が難航されると判断される財産等がないこと
- 相続税の申告期限までに十分な時間があること
- その他、相続手続きらくらくサービスの円滑な実施に支障をきたす事象がないこと

※書類取得に係る実費、および司法書士の報酬は、別途お客さまにご負担いただきます。

(注) 当行では税理士業務である税務代理、税務書類の作成および税務相談を行うことができません。またお客さまの「相続財産の評価」や「相続税の試算」につきましても、当行が直接行うことはできません。

(注) 本資料は作成日時点の法令・税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取扱を記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱がなされる場合がありますのでご注意ください。

(注) 対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。